

## 福岡県国際交流センターこくさいひろば内展示スペース利用団体登録要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、福岡県国際交流センターこくさいひろば運営要綱(以下、「要綱」という。)に基づく公益財団法人福岡県国際交流センター(以下、「センター」という。)  
「こくさいひろば」内のNPO等団体との連携による国際交流の推進を目的とした展示スペース(以下、「展示スペース」という。)の利用にあたり、「展示スペース」を利用する団体の登録について必要な事項を定める。

(申 請)

第 2 条 展示スペースの利用を希望する団体は、利用前に様式第1号により、団体登録をすることとする。

(登録対象団体)

第 3 条 登録対象となる団体は、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1)福岡県内に事務局をもつ国際交流活動を行なう非営利の団体であること
- (2)過去1年以上の活動実績があること
- (3)下記のいずれかを満たしていること
  - ・新聞や雑誌などに取り上げられたことがある
  - ・刊行物を発行している
  - ・NPO法人である

2 その他、センター理事長(以下「理事長」という。)が認めた団体

(承 認)

第 4 条 団体登録については、申請書の内容を理事長が審査の上、承認するものとする。

2 理事長は、前項により利用登録を承認した場合は、速やかに様式第2号により利用申請団体に通知を行うものとする。

3 承認後、登録内容の変更があった場合は、速やかに理事長に連絡し、再度申請するものとする。

(承認の取消)

第 5 条 理事長は、以下のいずれかに該当する場合は団体登録の承認取消ができるものとする。

- (1)申請書及び団体活動資料の内容に虚偽の記載がある場合
- (2)その他施設の管理運営上、支障があると認められる場合

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。